

# GoToEatに参加する飲食店が守るべき感染症対策

別紙1

## 1 登録飲食店に求める感染症対策

- 既に、仕様書上、飲食店が登録する際にはガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件とし、取組内容を店頭掲示することとしている。
- 加えて、農水省から事業者に対して、飲食店が登録する際の条件として、以下を指示する考え。
  - ①クラスタの発生を防ぐ観点からは、「換気」、「声量」、「三密」を常に意識することが肝要。そのため、②及び2の利用者への周知とあわせて以下の対策を実施し、店頭掲示する。
    - ・店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液を用意する。
    - ・店内には適切な換気設備を設置し、徹底した換気を行う（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
    - ・他グループの客同士ができるだけ2 m（最低1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
    - ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
  - ②カラオケボックスや接待を伴うスナックは本事業の対象として認めていないが、極一部の対象飲食店ではカラオケ設備を有している場合がある。そうした場合でも、キャンペーン期間中は、食事券の利用者に限ることなくカラオケ設備を使用しない。
  - ③大量の飲酒は控えるよう利用者に周知する。
  - ④営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請に従う。
  - ⑤農水省が事前通告なしに行う訪問調査に協力する。
  - ⑥ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応することとし、対応しない場合は、事業者により登録が取り消される。事業者及び農水省は利用者からの指摘を受ける相談窓口を設置する。
  - ⑦登録飲食店の利用者が着席した際に目につく場所で、接触アプリの紹介をする（メニュー表上にシールを貼る、レシートに印字する等）。

# GoToEatに参加する飲食店が守るべき感染症対策

## 2 利用者に求められる感染症対策

○登録飲食店は、以下の事項をその利用者に周知する。

- ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しない。
- ・できる限り混雑する時間帯を避ける。
- ・**大人数での会食や飲み会を避ける。**
- ・デリバリーやテイクアウトも活用する。
- ・店が、席の配置や食事の提供方法を制限することに協力する。
- ・食事の前に手洗い・消毒をする。
- ・咳エチケットを守る。**会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避ける。**
- ・食事中以外はマスクをする。

このほか**各都道府県が独自の条件**（ステッカー、追跡アプリなど）**を設定することも可**。その際、都道府県が感染状況を踏まえて**会食人数の要件についても検討**。